

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、「R4徳土 勝浦川 小・田浦 緊急河川維持業務(2)」に適用するものとする。

(交通管理等)

第2条 請負者は、供用中の道路に係る業務の施行にあたっては、「道路工事の安全施設設置要領(案)」(平成8年3月)等を参考に実施するものとし、より一層の安全対策を講じるものとする。

なお、業務の施行に際し、交通規制が必要な場合は、関係機関と協議し所定の手続きを行うものとする。

(交通誘導警備員等)

第3条 本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数 15日

交通誘導警備員 A15人、交替要員〔無し〕

交通誘導警備員 B15人、交替要員〔無し〕

2 請負者は「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

(施工管理等)

第4条 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第1号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 施工管理

①業務写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。

②伐竹・除根・集積完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。

③除根作業において、根と土をの分別を可能な限り実施し、監督員の確認を受けること。

④運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。

⑤業務完了時には、出来型図及び数量表を提出し、監督員の検査立会を受けること。

(竹・草木類の搬出等)

第5条 竹・草木類の搬出先については、次の場所(廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可)への搬出を見込んでいる。

受け入れ場所

木竹：(有)オーティ企画(L=5.9kmを見込んでいる)

徳島市八多町風早北 5

根株：(有) オーティ企画 (L = 5.9 kmを見込んでいる)

徳島市八多町風早北 5

- 2 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

(発生材(ゴミ等)の搬出等)

- 第6条 請負者は、建設副産物が搬出される場合に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- 2 発生材(ゴミ等)の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

(業務範囲(面積)について)

- 第7条 竹・根株の処分数量については見込みで計上しているため、処分数量の変更に伴い伐竹除根工の業務範囲を変更することがある。

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

- 第8条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費:警備員送迎費, 宿泊費, 借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用, 賃金以外の食事, 通勤等に要する費用

- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
 - 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費, 宿泊費, 借上費)の割合: 10.64 %
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用, 賃金以外の食事, 通勤等に要する費用)の割合: 1.12 %
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。